

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入時期は定かではないが、A市役所に出向き加入手続を行った。申立期間の保険料は、勤めていた会社を退職後、A市役所から国民年金保険料の未納通知が送付されてきたことから、同市役所に出向き、窓口で保険料1万3,300円を納付したのは間違いないので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間の保険料額を「1万3,300円であった。」と記憶しているところ、当時の保険料額と一致しているなど保険料納付状況についての記憶は具体的かつ鮮明であることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間の国民年金資格記録は、平成11年9月14日に追加されたものであることが確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付したとするA市役所庁舎には、国庫金収納が可能な金融機関の出張所が設置されていたことから、過年度保険料の納付が可能であるなど、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA氏における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和21年8月1日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年8月から23年8月までの標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年8月1日から22年3月27日まで
② 昭和22年3月28日から23年9月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A氏所有のB丸に乗船していた期間のうち、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B丸には昭和21年8月1日から乗船しており、申立期間当ても船員保険に加入していたはずであるので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和23年9月1日に船舶所有者A氏で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿において、昭和23年9月1日に船員保険に加入していたことが確認できる元船員の二人はいずれも、「自分が初めてB丸に乗船したとき、申立人は既に乗船していた。」と証言しており、申立人が所持する船員手帳において、申立人は、21年8月1日から同氏所有のB丸に乗船していることが確認できる上、当該手帳の「標準報酬等級」欄には「7」（標準報酬月額210円相当）と記載されている。

さらに、申立人は、「昭和21年8月1日から一緒にB丸に乗船していた。」として、元船員の氏名を挙げているところ、A氏に係る船員保険被保険者名簿において、当該元船員の資格取得日は、申立人と同日の昭和23年9月1日と

記載されていることが確認できる一方、当該元船員に係る船員保険被保険者台帳では、船舶所有者A氏における資格取得日は、21年8月1日と記載されていることが確認できる。

加えて、年金事務所は、上記元船員が昭和21年8月1日に船員保険の資格を取得した記録に係る船員保険被保険者名簿は見当たらない旨回答しており、記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年8月1日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、昭和21年8月から23年8月までの標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月21日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社を退職していないにもかかわらず、転勤により厚生年金保険被保険者期間に空白が生じているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社提出の社内履歴書及び同社の回答書から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和58年3月21日に同社B本部C営業所から同社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和58年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てどおりの資格取得に係る届出を行っておらず、申立期間の保険料を納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月30日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和41年10月1日付の転勤辞令で、A社B支店から同社C支店に異動した。したがって、同社B支店における資格喪失日は同日になると思う。

申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社提出の従業員名簿及び同社の回答書から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和41年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和41年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と

誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 1235 (事案 192 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年12月3日から27年3月31日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を26年12月3日、資格喪失日を27年3月31日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和27年3月31日から同年12月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C事業所における資格取得日に係る記録を同年3月31日、資格喪失日を同年12月26日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、いずれの事業主も、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年12月3日から27年12月26日まで
年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

その後、申立期間当時にB社(現在は、D社)C事業所に一緒に勤務した同僚の氏名を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初の申立てに係る調査において、A社の入寮者の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、D社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の厚生年金保険の加入について記録が無く不明である。」と回答している上、申立人は、自ら請負給を選択し、勤務時間に拘束がある同僚とは勤務形態が相違して

いたと述べていることから、他の社員とは異なる取扱いであったことがうかがえることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、B社C事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を思い出したとして再申立てを行っているが、申立人は、「坑内では坑道の掘進作業を行っていた。」と申し立てているところ、当該同僚は、「申立人は坑内の掘進現場で作業をしていたが、昭和27年12月下旬頃に退職した。」と証言している上、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和26年11月29日から同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「昭和26年12月3日頃から申立人と同じ現場で掘進業務を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、「申立期間中の昭和27年春頃、A社はB社に吸収合併されたが、働く環境に変化は無かった。」としている上、D社は、「昭和27年3月26日にA社から営業譲渡を受け、同年4月からE事業所として操業を開始した。」と回答しているところ、同社から提出された所有権移転登記申請書、並びにF機関が保管するA社及びB社C事業所に係る採掘権閉鎖原簿において、昭和27年3月31日付けでA社からB社に所有権及び採掘権が移転していることが確認できるものの、労働契約を含む債権債務を同日付けで同社が引き継いでいることは確認することができない。

したがって、申立人は、昭和26年12月3日から27年3月30日まではA社に、同年3月31日から同年12月25日まではB社C事業所においてそれぞれ勤務し、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記各期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から、いずれも8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年12月から27年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、いずれの事業主も、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和62年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年2月29日から同年3月1日まで
② 昭和62年4月29日から同年5月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及びB社に勤務した期間のうち、申立期間②がいずれも厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①及び②はいずれも各事業所に月末まで在籍し勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する出納帳から、申立人が申立期間①においてA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記出納帳に記載されてい

る厚生年金保険料控除額から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日となるのに対し雇用保険の離職日は退職日の当日となるが、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は昭和51年2月29日、雇用保険の離職日は同年2月28日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年2月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人が所持する出納帳から、申立人が申立期間②においてB社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記出納帳に記載されている厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年10月26日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月頃から同年11月頃まで
② 昭和48年12月29日から49年1月1日まで
③ 昭和51年10月26日から同年11月2日まで
④ 平成10年4月16日から同年5月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

また、申立期間④については、「ねんきん定期便」によれば、B社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和63年4月1日から平成10年4月16日までとなっているところ、所持する同社の平成10年4月分の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが記載されている。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人が所持するA社における昭和51年11月分賃金支払内訳表から、申立人が申立期間③において、同社に勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記賃金支払内訳表の厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、納付したと主張するが、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日が昭和 51 年 11 月 2 日となっていることが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、当時の同僚として 4 人の名字を挙げているが、このうち 3 人について、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その名字の被保険者を確認することができることから、申立人が同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、C社は既に解散しており、当時の事業主は、既に亡くなっており証言を得ることができない上、上記同僚 3 人のうち照会することのできた 2 人は、「申立人のことを知らない。」と証言していることから、申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録により、申立人は、昭和 47 年 9 月 26 日から 48 年 12 月 29 日までD社において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、申立期間②も引き続き、当該事業所に勤務していた可能性は否定できないが、D社の関連会社であるB社は、「申立人の申立期間②当時の関係資料は無く、不明である。」と回答している上、申立期間②当時、D社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したものの、申立期間②当時における申立人に関する具体的な証言は得られず、申立人が申立期間②も引き続き、当該事業所に勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録から、D社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる被保険者722人の資格喪失日を調査したところ、昭和49年1月1日に喪失した者は確認できず、申立人を含む4人が48年12月29日又は同年12月30日に資格を喪失していることが確認できるが、このうちの1人は、「12月30日又は31日から正月休みであった。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「B社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和63年4月1日から平成10年4月16日までとなっているところ、所持する同社の同年4月分の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが記載されているので、同年4月分までが厚生年金保険被保険者期間となるのではないか。」と申し立てている。

しかしながら、申立人が所持する平成10年4月分の給与明細書において、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立人の所持する昭和63年4月から平成10年4月までの給与明細書(平成元年1月から同年12月までを除く。)から、B社は、翌月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが推認できることから、当該厚生年金保険料は、同年3月分の厚生年金保険料であったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、44 万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 6 年 11 月 16 日まで

A社に在籍していた平成 6 年 10 月頃、事業主から、「社会保険事務所の指示により、標準報酬月額を、平成 5 年 7 月まで遡って 8 万円に訂正する。」との説明があり、事業主にその理由を聞いたが詳しい説明は無かった。

その後、私と同様に、標準報酬月額を引き下げる旨の説明を受けた同僚の二人と社会保険事務所へ出向き説明を求めたものの、当該社会保険事務所の職員に、「会社が平成 5 年 10 月から 6 年 10 月までの厚生年金保険料を滞納している。標準報酬月額を 5 年 7 月まで遡って減額訂正する。」と説明され、納得はできなかったがその話に従った。

今回、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間の標準報酬月額は 8 万円と低額になっていたので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 6 年 11 月 16 日より後の同年 11 月 21 日付けで、5 年 7 月 1 日に遡及して 8 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人と一緒に標準報酬月額の減額についての説明を求めて社会保険事務所に出向いた同僚の二人についても、オンライン記録から、申立人と同様に、その標準報酬月額が、平成 6 年 11 月 21 日付けで、5 年 7 月 1 日に遡及して訂正されていることが確認できるところ、上記同僚のうち一人が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づく保険料とほぼ一致する厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間以前にA社の社会保険事務を担当していた元従業員は、「私が社会保険事務を担当していた当時は、保険料を滞納していた時期があったかもしれない。」と証言している。

加えて、申立人は、事業主から標準報酬月額を引き下げる旨の説明を受けてはいたが、A社の役員ではなく、同僚の証言からも、上記標準報酬月額の遡及訂正について関与していた又は社会保険関係業務に関する権限を有していた事実もうかがえない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月10日から同年12月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったことが分かった。

昭和22年6月2日から61年3月31日まで、A社に継続して勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する昭和49年4月1日現在の従業員申告書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和22年11月10日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付していたと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月21日から同年5月21日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

平成11年5月20日までA社に勤務し、同年5月21日から同社の関連事業所であるB社に移籍し継続して勤務していた。

申立期間当時の給料明細書を所持しているため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する平成11年5月分給料明細書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(平成11年5月21日にA社からB社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は
無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和36年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から37年1月1日までの期間、同年2月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から38年8月1日までの期間の標準報酬月額については、36年9月及び同年11月は1万2,000円、同年12月は1万8,000円、37年2月及び同年3月は1万2,000円、同年4月から同年6月までは1万4,000円、同年7月は1万8,000円、同年8月は2万円、同年9月は1万4,000円、同年12月は2万円、38年1月から同年3月までは1万6,000円、同年4月から同年6月までは1万8,000円、同年7月は2万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②のうち、昭和39年4月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から40年1月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、41年1月1日から同年2月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、42年11月1日から43年3月21日までの期間の標準報酬月額については、39年4月は2万2,000円、同年5月は2万4,000円、同年6月は2万2,000円、同年7月は3万3,000円、同年8月は2万8,000円、同年9月は2万4,000円、同年12月、40年4月及び同年8月は3万円、41年1月及び同年8月は3万6,000円、42年11月から43年2月までは3万3,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間③のうち、昭和43年4月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、44年4月1日から同年7月1日までの期間、45年4月1日から同年10月1日までの期間、46年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、43年4月から同年6月までは4万2,000円、同年8月は4万5,000円、44年4月から同年6月までは4万8,000円、45年4月から同年9月までは5万2,000円、46年4月から同年6月までは6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、いずれの事業主も、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 3 月 21 日から 47 年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社、B社及びC社で勤務していた申立期間において、実際に支給された給与額と標準報酬月額が違っていることが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり記録どおりであるとの回答を受け取った。

私は、当時の給料支払明細書を所持しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、昭和 36 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 37 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 38 年 8 月 1 日までの期間、申立期間②のうち、昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、41 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、42 年 11 月 1 日から 43 年 3 月 21 日までの期間、並びに申立期間③のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、44 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、45 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、46 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書から、36 年 9 月及び同年 11 月は 1 万 2,000 円、同年 12 月は 1 万 8,000 円、37 年 2 月及び同年 3 月は 1 万 2,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 1 万 4,000 円、同年 7 月は 1 万 8,000 円、同年 8 月は 2 万円、同年 9 月は 1 万 4,000 円、同年 12 月は 2 万円、38 年 1 月から同年 3 月までは 1 万 6,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 1 万 8,000 円、同年 7 月は 2 万 6,000 円、39 年 4 月は 2 万 2,000 円、同年 5 月は 2 万 4,000 円、同年 6 月は 2 万 2,000 円、同年 7 月は 3 万 3,000 円、同年 8 月は

2万8,000円、同年9月は2万4,000円、同年12月、40年4月及び同年8月は3万円、41年1月及び同年8月は3万6,000円、42年11月から43年2月までは3万3,000円、同年4月から同年6月までは4万2,000円、同年8月は4万5,000円、44年4月から同年6月までは4万8,000円、45年4月から同年9月までは5万2,000円、46年4月から同年6月までは6万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、いずれの事業主も、当該期間において、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和36年5月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、37年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年10月1日から同年12月1日までの期間、申立期間②のうち、39年10月1日から同年12月1日までの期間、40年1月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から41年1月1日までの期間、同年2月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から42年11月1日までの期間、並びに申立期間③のうち、43年3月21日から同年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から44年4月1日までの期間、同年7月1日から45年4月1日までの期間、同年10月1日から46年4月1日までの期間及び同年7月1日から47年4月1日までの期間については、申立人の所持する給料支払明細書から、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、これよりも低額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から56年4月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、勤めていた会社の経理担当者が、「退職した昭和55年11月に行ってあげます。」と言っていた。次の就職等の準備などもあって申立期間の保険料を滞納してしまった。2、3回くらい納付書が送付されていたが、ある時期から来なくなったので、昭和56年4月頃、母に一括納付を依頼した。納付した際、窓口の担当者の「納付書を発送しなかったのはこちらのミスなので、納付書がなくても処理しておきます。」との指示に従い、現金で一括納付したのを母から聞いているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、勤務していた会社の経理担当者が、「退職した昭和55年11月に国民年金の加入手続を行ってあげますと言っていた。」としているが、自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立期間の加入手続に関する状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成3年4月ないし同年7月頃に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が所持する年金手帳は、三制度共通の年金手帳であり、住所欄には、昭和57年11月1日に住居表示が修正された「A市B*丁目*-*」と記載されていることが確認できる上、日付欄には「平成」の元号が印刷されて

いることから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年4月以降に国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は、オンライン記録により平成3年7月18日に資格記録が追加されたことが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月から14年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間である学生納付特例の期間については、納付時期は分からないが母が一括して保険料を追納した。

それにもかかわらず、申立期間が学生納付特例期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の学生納付特例期間の国民年金の追納申込手続及び追納保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の保険料を追納したとするその母は、遡って保険料を一括納付した記憶はあるものの、保険料の納付時期など納付状況が不明であるとしている。

また、オンライン記録により、申立期間直後の平成14年4月から同年10月までの現年度保険料が同年11月15日にまとめて納付されていることが確認できるものの、申立期間については、追納申込記録が確認できないことから、追納保険料の納付書は発行されず申立期間の学生納付特例期間の保険料を追納することができなかったものと考えられる。

さらに、申立内容を裏付ける関連資料を金融機関等の関係機関から収集しようとしたものの、申立人の母からは同意書の提出が得られない。

加えて、申立期間は、平成9年1月以降の期間であり、年金記録管理事務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じ

る可能性が低くなった頃である上、平成 14 年度からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、更にその可能性は低くなった。

その上、氏名検索によっても、申立人に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から61年3月までの期間及び62年3月から平成2年1月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできず、同年2月から同年8月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月から61年3月まで
② 昭和62年3月から平成2年1月まで
③ 平成2年2月から同年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和43年に自営業を開業し、平成22年1月まで営業していた。国民年金加入は昭和47年2月と思われるが、厚生年金保険の資格喪失日まで遡って保険料を納付したかは不明である。

申立期間①は、自営業なので国民年金強制加入者であり、資格喪失理由が見当たらない上、確定申告書にも保険料が計上されており、未加入のはずはない。

申立期間②は、60歳以降も任意加入をして保険料を納付していたはずなのに未加入とされている。

申立期間③は、保険料が個人と税理士の帳簿では二重納付になっている。このことから、納得がいかないのによく調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和47

年2月頃払い出されたものと推認できるが、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿によれば、57年2月1日に被保険者資格を喪失し、61年4月1日に再取得していることが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間(申立人は、当時、厚生年金保険の受給資格期間満了者で、国民年金の任意適用者)であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和61年4月の国民年金法改正に伴い、国民年金に再加入し、62年*月、60歳到達により被保険者資格を喪失している。そして、平成2年*月に申立人の妻が60歳到達に伴い、国民年金の被保険者資格を喪失するとともに、老齢基礎年金の満額受給に必要な期間を任意加入したのに併せて、申立人も任意加入したことがA市役所作成の国民年金被保険者名簿及び国民年金任意加入被保険者資格喪失予定管理票により確認でき、申立期間②は、国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人及びその妻は既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び納付状況は不明である上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の長男は、申立人が国民年金の保険料を重複納付したと申立てているが、同居家族の国民年金加入者の保険料の合計額と総勘定元帳における国民年金保険料の合計額は平成2年8月を除き一致していることから、重複納付したとは考え難く、申立人の家族が別に納付していたことを示す関連資料(家計簿等)も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできず、申立期間③の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月、同年4月、13年3月、同年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年3月及び同年4月
② 平成13年3月
③ 平成13年5月及び同年6月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、申立期間当時は学生であり、A県及びB県に居住していた。親から生活費と一緒に国民年金保険料も仕送りしてもらい、郵便局の口座引き落としにより保険料を納付していたが、申立期間は、転居等で口座引き落としができなかった期間である。大学卒業後は、地元に戻り、当初は契約社員で働いていたが、その後、平成15年1月から正社員に採用されることが決まり、正社員になる前に未納となっていた保険料は全て納付したはずである。

それなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付した時期について、「平成15年1月から正社員になることが決まり、その前だった。」としているところ、C社会保険事務所（当時）保管の「スタンプ領収集計表」及び「領収（納付受託）控」により、平成14年1月から同年4月までの保険料を同年12月2日に納付していることが確認できるものの、その時点では、13年3月から同年12月までの保険料を納付した事実は確認できない上、申立期間①は時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間②直後の平成13年4月

の保険料を15年5月30日に納付し、申立期間③直後の13年7月の保険料を15年8月19日に納付していることが確認できることから、それぞれの納付日時点では、申立期間②及び③は時効により保険料を納付することができない上、ほかに保険料納付を行った形跡はうかがえない。

さらに、申立期間は、平成9年1月以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低くなった頃である上、平成14年度からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、更にその可能性は低くなった。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から62年9月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から62年9月まで

年金問題が話題になり、A市で行われた年金相談会において、国民年金と同時に加入し保険料を納付していたはずの付加保険料の納付が確認できないとされたことから、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の付加保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和49年11月、厚生年金保険の資格を喪失したので、A市役所の窓口において、国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の職員に付加年金の加入を勧められて加入したはずである。

毎月の納付書の金額には、当然、付加保険料が加算されているものと思い、銀行の窓口で持参し納付した。当時はまだ口座振替制度は無く、B銀行及びC銀行の窓口で引き出したり、他の納付金と一緒に納付したこともあるが、領収証は現在所持していない。

付加年金を友人にも勧めたりしていたのに、今回の年金問題が起きて自分の記録を念のため照会したところ、付加保険料の納付が無いことが分かり喫驚した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入当初から付加保険料を含めた保険料を納付していたはずとしているところ、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿は保管されておらず、オンライン記録によっても付加保険料の納付を確認できない。

また、申立人は、「昭和49年12月から52年5月までは、主人も国民年金と付加年金に入っていた。」としているところ、その夫のオンライン記録からも

付加保険料の納付記録は確認できない。このことについて、申立人は、「主人の付加年金加入に関しての記憶が定かではなく、自身の保険料も、付加保険料を含めて納付していたはずと思っているが、100%自信があるわけではない。」としているなど、記憶が不確かである。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA市においては、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書によりその合計額を納付する仕組みであったことが確認できるところ、定額保険料のみが納付済みとなっていることから、付加保険料については納付していたものとは考え難い。

加えて、申立期間は12年10か月と長期間に及ぶ上、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年3月21日から同年8月1日まで
② 昭和63年3月21日から同年8月1日まで
③ 平成4年3月21日から同年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）で勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③について、標準報酬月額の記録に間違いがあることが分かった。

申立期間①、②及び③は、異動先で新たに厚生年金保険被保険者資格を取得したときの標準報酬月額が適用されている期間であるが、国（厚生労働省）の記録では、標準報酬月額がいずれも、異動前と比べて低額となっている。

給与が下がったことは一度も無いと記憶しており、異動に伴い、標準報酬月額が下がっていることに納得がいかないため、その理由を調査し、申立期間①、②及び③の標準報酬月額を異動前の金額以上に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①について、B社の社会保険事務を代行するC社は、「申立人のA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、国（厚生労働省）の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。」と回答しているところ、当該決定通知書において、申立人の申立期間①における標準報

酬月額が26万円と届け出られていることが確認でき、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間②及び③について、C社は、「申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したか否かについては、書類を保管していないため不明である。」と回答していることから、申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録から、A社D支店、同社E支店及び同社F支店において、それぞれ申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、異動により被保険者資格を取得した者の標準報酬月額を調査したところ、同社D支店においては10人中7人、同社E支店においては13人中9人、同社F支店においては18人中11人について、異動前と比べてその標準報酬月額が下がっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみがほかの従業員の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

また、C社は、異動に伴う厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額について、「資格取得時の基準内賃金、通勤手当、社宅（現物）等の賃金により決定されるため、必ずしも、異動前の標準報酬月額と同額になるとは限らない。」と回答している上、同社の社会保険事務担当者は、「基本給が下がらなくても、通勤手当、勤務地手当等は、勤務する支店により異なるので、異動に伴い標準報酬月額が下がることはよくある。また、資格取得時の標準報酬月額は、残業代が無いものとして決定していたはずなので、残業の多い部署から異動してきた場合も、標準報酬月額が下がることはよくある。」と証言しており、上記元従業員のうち、証言を得られた5人はいずれも当該社会保険事務担当者と同様の証言をしている。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1242 (事案 626 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和32年8月6日から35年1月31日まで
③ 昭和36年1月1日から同年11月1日まで
④ 昭和39年1月1日から40年9月1日まで
⑤ 昭和42年8月10日から46年12月1日まで
⑥ 昭和46年12月3日から48年2月15日まで
⑦ 昭和53年3月1日から57年9月1日まで
⑧ 昭和58年5月1日から平成元年12月31日まで
⑨ 平成2年1月5日から3年12月31日まで
⑩ 平成4年1月5日から6年3月31日まで
⑪ 平成6年4月10日から9年4月1日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

その後、実際に勤務した事業所名と同僚の氏名を思い出したので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立期間① A事業所
申立期間② B機関
申立期間③ C社
申立期間④ D社E営業所
申立期間⑤ F社
申立期間⑥ G社
申立期間⑦ H社
申立期間⑧及び⑩ I社

申立期間⑨ J社

申立期間⑩ K社

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについては、当初の申立てに係る調査において、申立人は、勤務した事業所名及び勤務期間に係る明確な記憶を有していない上、オンライン記録から、申立人が勤務していたとする事業所において、申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員はいずれも、「申立人を記憶していない。」と証言しているほか、B機関は、「申立期間当時の臨時職員台帳に申立人の氏名を確認することができない。」と回答し、L団体（現在は、M団体）は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務事実及び厚生年金保険の適用について確認することができない。」と回答していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間①については新たな資料は無いが、当委員会の決定に納得できないとして再申立てを行っている。

また、申立期間②については、当時、一緒に勤務したとする同僚の氏名を思い出したとして再申立てを行っているが、B機関に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人及び当該同僚が昭和28年11月1日に健康保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、いずれも30年5月14日には当該被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該事業所は、33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、上記同僚は既に亡くなっており証言を得ることができないことから、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③に係る申立てについては、当初の申立てに係る調査において、オンライン記録から、C社において申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、いずれの元従業員も、「申立人を記憶していない。」と証言している上、同社は既に廃業しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認できないことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間③当時に一緒に勤務したとする同僚の氏名を思い出したとして再申立てを行っているが、オンライン記録から、当該同僚は、申立期間③当時、C社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、既に亡くなっており証言を得ることができないことから、申立人の申立期間③における勤務実態について確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④に係る申立てについては、申立人は、「申立期間④中は、N社に勤務し厚生年金保険に加入していた。」として当初の申立てを行っているが、N社は、商業登記簿において確認することができない上、厚生年金保険の適用事業所として確認できないことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間④当時に勤務していた事業所はD社(現在は、O社)E営業所であり、同僚の氏名を思い出したとして再申立てを行っているが、O社は、「資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、オンライン記録から、当該同僚は申立期間④当時、同社P支店において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの既に亡くなっており証言が得られない上、同社P支店の複数の元従業員に照会したものの、いずれの元従業員も、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の申立期間④における勤務実態について確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間⑤に係る申立てについては、申立人は、「申立期間⑤のうち、昭和42年8月から45年10月までの期間はN社において、同年11月以降の期間はG社において、それぞれ勤務し厚生年金保険に加入していた。」として当初の申立てを行っている。

しかしながら、当初の申立てに係る調査において、N社は、商業登記簿において確認することができない上、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、また、G社(現在は、Q社R支店)の事業主は、「人事記録に申立人の氏名は無く、申立人は下請業者の従業員であったと思われる。」と回答し

ている上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員はいずれも、「申立人を記憶していない。」と証言していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間⑤当時に勤務していた事業所はF社であったとして再申立てを行っているが、同社は、「資料を保管していないため、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間⑤当時、同社S営業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、いずれの元従業員も、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の申立期間⑤における勤務実態について確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑥に係る申立てについては、当初の申立てに係る調査において、G社の事業主は、「人事記録に申立人の氏名は無く、申立人は下請業者の従業員であったと思われる。」と回答している上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員はいずれも、「申立人を記憶していない。」と証言していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当委員会の決定に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは新たな資料等は提出されず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 6 申立期間⑦に係る申立てについては、当初の申立てに係る調査において、H社の事業主は、「人事記録に申立人の氏名は無く、個人請負であったと思う。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間⑦当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、具体的な勤務期間を記憶していない。」と証言していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当委員会の決定に納得ができないとして再申立てを行っているが、申立人からは新たな資料等は提出されず、このほかに当委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 7 申立期間⑧及び⑩に係る申立てについては、申立人は、「申立期間⑧及び⑩のうち、平成4年1月から5年3月まではN社において、同年4月以降の期間はK社において、それぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していた。」として当初の申立てを行っている。

しかしながら、当初の申立てに係る調査において、N社は、商業登記簿において確認することができない上、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、また、K社が保管する給与支給表（平成8年8月、同年10月、同年11月、9年1月及び同年2月分）により、この期間については勤務していたことが確認できるが、同社の事業主は、「申立人は正社員ではなく、社会保険に加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「申立人を記憶していない。」と証言していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間⑧及び⑩当時に勤務していた事業所はI社であったとして再申立てを行っているが、同社は、「資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答している上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、いずれの元従業員も、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の申立期間⑧及び⑩における勤務実態について確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間⑧及び⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 8 申立期間⑨に係る申立てについては、申立人は、「申立期間⑨中はN社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」として当初の申立てを行っているが、当初の申立てに係る調査において、N社は、商業登記簿において確認することができない上、厚生年金保険の適用事業所として確認できないことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間⑨当時に勤務していた事業所はJ社であったとして再申立てを行っているが、同社は、「当社が保管する平成元年7月か

ら同年12月までのJ社グループの社報において、申立人の氏名が記載されていることが確認できるものの、2年7月以降の社報において申立人の氏名を確認することができない。上記社報以外の資料は無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間⑨当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、いずれの元従業員も、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の申立期間⑨における勤務実態について確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 9 申立期間⑩に係る申立てについて当初の申立てに係る調査において、K社が保管する給与支給表（平成8年8月、同年10月、同年11月、9年1月及び同年2月分）により、この期間については勤務していたことが確認できるが、同社の事業主は、「申立人は正社員ではなく、社会保険に加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「申立人を記憶していない。」と証言していることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、当委員会の決定に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは新たな資料等は提出されず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 20 日から同年 3 月 2 日まで
② 昭和 45 年 6 月 25 日から同年 7 月 6 日まで
③ 昭和 46 年 5 月 30 日から同年 6 月 9 日まで
④ 昭和 56 年 6 月 11 日から同年 7 月 15 日まで
⑤ 昭和 56 年 7 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、いずれの申立期間も船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私が所持している船員手帳に記載されているとおり、いずれの申立期間にも船舶に乗船しており、給与から船員保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳において、申立人が昭和 36 年 2 月 20 日から 37 年 2 月 24 日までの期間、A 社を船舶所有者とする B 丸に乗船していたことが記載されていることから、申立人が申立期間①において、当該船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の事業主は既に亡くなっており証言を得ることができないため、申立期間①における船員保険の適用状況等について確認することができない上、申立人は、申立期間①において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳において、申立人が昭和 45 年 6 月 25 日から 46 年 6 月 9 日までの期間、C 社を船舶所有者とする D

丸に乗船していたことが記載されていることから、申立人が申立期間②において、当該船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、C社は既に解散しており、申立期間②当時の代表取締役は、「当時の関係書類は廃棄している。」と回答していることから、申立期間②における船員保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚二人は、所持している船員手帳の記録から、「C社の雇入年月日は、昭和45年8月27日、同年8月である。」とそれぞれ証言しているところ、同社に係る船舶所有者別被保険者名簿から、いずれも船員手帳により確認できる雇入日の翌月の昭和45年9月中に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の代表取締役は、申立人の船員保険の資格取得日が船員手帳の雇入年月日より遅くなっていることについて、「そのような手続を採ることも考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間②当時、C社では、必ずしも乗船と同時に船員を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間②において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③について、申立人が所持する船員手帳において、申立人が昭和45年6月25日から46年6月9日までの期間、C社を船舶所有者とするD丸に乗船していたことが記載されているところ、申立期間③当時の代表取締役は、「当時の関係書類は廃棄している。」と回答していることから、申立期間③における船員保険の適用状況等について確認することができないものの、申立人の船員保険の喪失年月日が船員手帳の雇止年月日より早くなっていることについて、当該代表取締役は、「申立人の雇止年月日は、Eに船を売った日であるから、その前に申立人は下船していたと思う。」と回答している。

また、C社に係る船舶所有者別被保険者名簿から、同社は、昭和46年6月1日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立人を除く全ての船員保険被保険者は、申立人が被保険者資格を喪失した同年5月30日以前に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間③において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間③に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 申立期間④について、申立人が所持する船員手帳において、申立人が昭和56年6月11日から同年7月14日までの期間、F社を船舶所有者とするG

丸に乗船していたことが記載されていることから、申立人が申立期間④において、当該船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、F社は、「当時の関係資料は保管していない。」と回答しており、申立期間④における船員保険の適用状況等について確認することができない。

また、F社に係る船舶所有者別被保険者名簿には、申立期間④において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

さらに、上記船員手帳において、申立期間④当時のG丸の船長の氏名が記載されていることが確認できることから、当該船長は、申立期間④を含む昭和56年4月12日から同年8月20日までの期間、H社において船員保険に加入していることが確認できることから、同社に係る船舶所有者別被保険者名簿を調査したが、当該名簿には申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無い。

加えて、申立人は、申立期間④において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間④に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 5 申立期間⑤について、申立人が所持する船員手帳において、申立人が昭和56年7月16日から同年8月12日までの期間及び同年8月19日から同年11月11日までの期間、I社を船舶所有者とするJ丸に乗船していたことが記載されていることから、申立人が申立期間⑤のうち一部の期間において、当該船舶に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、I社が保管する資料には、申立人が、昭和56年9月1日に同社において船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社に係る船舶所有者別被保険者名簿において、申立期間⑤中に船員保険の被保険者資格を取得した被保険者は確認できない。

また、申立人は、申立期間⑤において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間⑤に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 6 このほか、申立人のいずれの申立期間についても船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月 1 日から 59 年 11 月 1 日まで
② 昭和 60 年 2 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所（現在は、B社C支店）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 55 年 11 月 1 日にA事業所に入社して以降現在に至るまで、非常勤職員として継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間①のうち一部の期間について、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社C支店は、「資料を保管していないため、申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、同社C支店の上部機関である同社D支社総務課の総務担当者も同様の証言をしていることから、申立人の申立期間①における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間①当時及びその前後の期間において、A事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員の8人の雇用保険の記録を調査したところ、いずれの従業員についても申立人と同様に、雇用保険には加入している一方で、厚生年金保険には加入していない期間がある上、このうちの2人は、「厚生年金保険に加入している期間の身分は臨時補充員であり、厚生年金保険に加入していない期間の身分は非常勤職員であった。」と証言している。

さらに、申立人が所持する昭和 60 年 1 月 31 日付け人事異動通知書には、

「予定雇用期間の満了により臨時補充員を免ずる。」と記載されているが、オンライン記録から、申立人は申立期間①直後の59年11月1日から60年2月1日まで、A事業所で厚生年金保険に加入していることが確認でき、上記元従業員の二人の証言と併せて考えると、申立人は、当該期間において臨時補充員であったことがうかがわれる一方で、申立期間①において、申立人が臨時補充員として同事業所に勤務していたことがうかがえないことから、申立期間①当時、申立人は厚生年金保険の加入対象者ではなかったことが推認できる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間②のうち一部の期間について、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社C支店は、「資料を保管していないため、申立期間②当時の勤務状況については不明である。」と回答している上、同社C支店の上部機関である同社D支社総務課の総務担当者も同様の証言をしていることから、申立人の申立期間②における具体的な勤務実態について確認することができない。

また、雇用保険の記録から、申立人は、臨時補充員の任用期間が終了した昭和60年2月1日以降もA事業所において勤務していることが確認できるものの、申立期間②のうち一部の期間について、A事業所において雇用保険に加入していることが確認できる元同僚の6人の申立期間②当時の厚生年金保険加入記録をオンライン記録により確認したところ、1人は雇用保険と厚生年金保険の加入記録が一致していることが確認でき、3人は雇用保険と厚生年金保険の加入記録が一部の期間において一致していることが確認でき、2人は申立人と同様に、申立期間②のいずれにおいても厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、同事業所では、申立期間②当時、同事業所に勤務していた従業員の厚生年金保険の加入の取扱いは一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間②当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶していない上、B社C支店は、「資料を保管していないため、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、同社C支店の上部機関である同社D支社総務課の総務担当者も同様の証言をしている。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 4 日まで

自身の年金記録を確認するため、社会保険事務所（当時）に出向いたところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 49 年 3 月 31 日となっているが、私は、同社に同年 4 月 3 日まで勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 49 年 4 月 3 日まで勤務していた。」と申し立てているが、A社は、「資料が無いため、申立人が申立期間当時、勤務していたかは不明である。」と回答している上、雇用保険の加入記録及び企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において、申立人は、同社を昭和 49 年 3 月 30 日に退職したことが確認できることから、申立人が申立期間中も引き続き、同社に勤務していたことを確認することができない。

また、オンライン記録から、A社において昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、いずれの元従業員からも、申立人が申立期間中も引き続き同社において勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から22年11月17日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みであることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和23年7月22日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であることから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A社が経営していたB事業所で現場担当者として勤務していた。申立期間当時、上司から正社員にするように社長に言っておくと言われて、その翌月の給料が下がったと記憶しているが、給与から社会保険料が天引きされたことが理由であると思う。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、「申立人が現場担当者としてA社に勤務していたことは記憶している。」と証言している上、申立人が氏名を記憶している元上司は、オンライン記録から、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していることが確認でき、「申立人と一緒にB事業所で現場担当者をしていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散している上、同社の元事業主は、「通常3年間も勤務していたとすれば、厚生年金保険に加入させていた。しかしながら、当時給与計算業務等を行っていた妻は亡くなっている上、当時の資料も保管していない。」と証言していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間中の昭和 57 年 4 月 1 日から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、C市役所が保管する記録から、申立人は、27 年 6 月 9 日から現在に至るまで国民健康保険

に加入していることが確認できるなど、申立人が申立期間中、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から29年10月22日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みであることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和29年12月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人に係る健康保険の整理番号の前後各50番までの被保険者のうち脱退手当金受給資格者51人の支給記録を調査したところ、支給記録がある被保険者は24人であることが確認でき、24人全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがえる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月1日から60年10月1日まで
② 昭和61年10月1日から62年10月1日まで
③ 昭和62年10月1日から平成元年10月1日まで
④ 平成元年10月1日から2年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に役員として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額よりも少ない金額であることが判明した。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が36万円及び38万円となっているが、当時、41万円の給与を支給されていたと思う。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は、「いずれの申立期間についても、申立人の給与支給額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社はB厚生年金基金に加入しているところ、当該基金提出の年金額・一時金額計算書における申立人の標準報酬月額は、いずれの申立期間についてもオンライン記録と一致している。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、いずれの申立期間についても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な

処理は見当たらない。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。